

訪日団体旅行誘客促進事業補助金について

うんなん観光ネットワーク協議会では、旅行業者が企画・実施、手配し、日本国外で販売し日本国外を発着する訪日団体旅行に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

1. 補助対象となるツアー

旅行業者が企画・実施、手配し、日本国外で販売したツアーのうち、1回の送客人数が10人以上で(ツアーガイド、運転手等関係者及び宿泊費、施設入場料等が無料である乳幼児を除く)、下記条件のいずれかに該当するツアーが対象となります。

- (1) 雲南地域への観光を目的とし、雲南地域(雲南市、奥出雲町、飯南町)内の宿泊業を営む施設に1泊以上宿泊するもの。
- (2) 雲南地域内の観光施設等に対し入場料、体験料等を支払うもの。

2. 補助金の交付額

- (1) 1泊につきツアー送客人数1人当たり2,000円
- (2) 観光施設等の入場料、体験料等の利用総額の1/5以内の金額。ただし、1回のツアー送客人数1人当たり1,000円を上限。

3. 補助金の流れ

- (1) ツアー出発前に補助金交付申請書を提出してください。
添付資料 : ツアー日程表(予定)、送客名簿(予定)
- (2) 申請書を審査し、適正と認められると補助金交付決定通知書を交付します。
- (3) 利用される施設へ利用日当日に補助金交付決定通知書の写しを提出してください。
- (4) ツアー終了後に補助金実績報告書を提出してください。
添付資料 : ① ツアー日程表(実績)、送客名簿(実績)、宿泊証明書または、宿泊人数及び宿泊料金を証明できる書類
② 観光施設等に対し入場料、体験料等を支払ったことの証明できる書類

4. 補助金の支払

利用された施設からうんなん観光ネットワーク協議会へ補助金額分を請求し、施設へ直接支払います。

5. 申請及び問合せ先

うんなん観光ネットワーク協議会事務局(雲南広域連合企画課内)

日本国島根県雲南市木次町里方 1100-6 〒699-1311

TEL 0854-47-7341 FAX 0854-42-1911

E-mail info@unnan.jp